

和歌山県最低賃金

時間額

701円

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

発効年月日 平成25年10月19日

和歌山労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト

作者 和歌山コンピュータビジネス専門学校 西山成己貴氏

和歌山県の産業別最低賃金

鉄鋼業

平成25年12月30日より

時間額 818円

百貨店、総合スーパー

平成25年12月30日より

時間額 754円

※ 和歌山県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）
でも和歌山県内で働く労働者に適用されます。

※ 産業別最低賃金には年齢（18歳未満、65歳以上）、業務内容等により適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄りの労働基準監督署または

和歌山労働局賃金室

（☎073-488-1152）まで

詳しくは
和歌山労働局最低賃金

検索